

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月2日（平成28年（行情）諮問第403号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第286号）

事件名：記者クラブ勉強会資料等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書（対象期間：2015年10～12月末日）。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，次に掲げる文書1ないし文書3（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

文書1 弾道ミサイル等への対応 平成27年10月16日 統合幕僚
監部参事官付

文書2 記者勉強会用資料（北朝鮮のミサイル関連）2015年10月
調査課戦略情報分析室

文書3 国際軍事情勢 平成27年10月 防衛政策局調査課戦略情報
分析室

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月17日付け防官文第4785号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，PDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）本件対象文書につき，原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。

諮問庁は，過去の開示決定において，Wordファイルを特定・明示しているため，特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

（2）本件対象文書の履歴情報の特定を求める。

（3）原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。

- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月17日付け防官文第4785号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書のうち文書3はPDFファイル形式であるが、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、文書1及び文書2については、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議

申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成28年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月4日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして文書1ないし文書3（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 記者クラブ勉強会資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 記者クラブ勉強会は、記者クラブからの特定のテーマについての説明依頼に応じて開催するものである。

記者クラブ勉強会を主催するのは広報課であり、開催依頼を受けた同課が、記者クラブが説明を求めるテーマについて、それを担当する部署に対して開催依頼があった旨伝達し、担当部署において同勉強会で使用する資料を準備している。

イ 本件対象文書は、記者クラブ勉強会のために統合幕僚監部参事官付（文書1）又は防衛政策局調査課（文書2及び文書3）の担当者がプレゼンテーションソフトで電磁的記録として作成しているが、当該電磁的記録を広報課へ提出する際の形式は指定されておらず各担当者に任せられており、文書1及び文書2はプレゼンテーションソフトのファイル形式により、文書3はPDFファイル形式により広報課へ提出している。

ウ 本件対象文書のうち文書1及び文書2は、いわゆるプレゼンテーションソフトのファイル形式であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。また、文書3は、防衛政策局調査課から広報課

がPDFファイル形式の電磁的記録を受領したものであり、文書3のプレゼンテーションソフトで電磁的記録として作成したデータは、誤編集防止のため広報課へ提出後、廃棄している。

(2) そこで検討すると、文書3については、作成した電磁的記録の広報課への提出方法等に照らすと、PDFファイル形式以外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウの説明が不自然、不合理とはいえない。

また、文書1及び文書2については、そもそも原処分においてPDFファイル形式以外の電磁的記録が特定されていたものと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子